令和元年度第11回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和元年9月3日

担当部·課:復興政策部地域協働課[内線4237]

① 件 名

協働推進人材育成事業の実施について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

現在、本市では、少子高齢化の進行や人口減少、個人のライフスタイルの多様化などによって、 地域コミュニティの希薄化、担い手不足などの地域課題が生じ、また市民ニーズの多様化により行 政の細やかな対応が必要となっている。さらに石巻市では東日本大震災の影響により、これらの状 況は一層加速している。

また、令和2年度に復興期間が終了するにあたり、予算の縮減や市職員数の減少といった行政内部の課題がある状況である。

そのような中で、NPO等の市民公益活動団体が持つスキルや、町内会等の住民自治組織がもつ地域に根差した活動などは、本市の抱える課題を解決するには非常に有益なものであるため、本市にとっては「様々な主体をパートナーとして、お互いに補完し合いながら協働する」ということが必要不可欠なものとなっている。

【目的】

本市が様々な主体と協働するにあたっては、まず、市職員の協働に対する意識の向上(協働の必要性の認識)が必要となる。また、質の高い協働を実践するには、相手方の特性や発想を知る必要がある。

それらを学ぶため、協働の相手方の1つであり、高い専門性や機動力を持つNPO等の市民公益活動団体に市職員を派遣し、実体験を通じて理解を深め、協働を推進する人材を育成していく。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

- ・石巻市市民公益活動団体との協働に関する条例(平成31年3月18日条例第3号)
- 石巻市職員研修規則

[総合計画又は個別計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け: 有・無]

石巻市総合計画基本計画

第1章 ともに創る協働のまち

第1節 住民の自治力を強化する

2 公益的な市民活動を支援する

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成30年 8月 先行実施自治体視察(仙台市)

平成31年 3月 市民公益活動団体との協働に関する条例 改正

NPO支援に関する基本方針 廃止

4月 市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針 策定

8月 総務部人事課と実施に向け協議

⑤ 主な内容

市職員をNPO等の市民公益活動団体に派遣し、実体験を通じて市民公益活動団体に対する理解を 深めるとともに、市と市民公益活動団体との協働推進の必要性を学ぶ。

【事業内容】

■派遣人数:5名 ■受入団体:5団体 ■派遣期間:延べ5日間

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【効果】

お互い相手の考え方や特質などを理解することで、市職員と市民公益活動団体との距離が縮まり、 協働が促進され、市の業務効率向上やきめの細かいサービスが市民へ提供できる。

【財源措置】※当初予算計上済

業務委託費300千円(一般財源)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【仙台市「協働推進人材育成事業」】

職員の協働力向上のため、現職務に関わらず、様々な分野の市民公益活動団体へ派遣を行っている。

■派遣人数:20名(事業開始のH27年度は5名) ■派遣期間:延べ5日間

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

【主な予定】

令和元年 9月上旬 業務委託契約締結

中旬 派遣職員募集開始

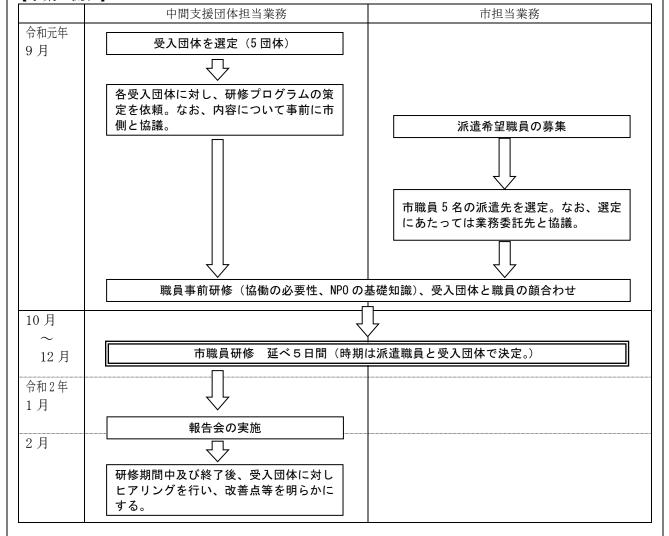
下旬 派遣職員及び派遣先決定

10月上旬 事前研修実施(半日程度)

10月中旬~12月 派遣期間(5日間)

令和2年 1月下旬 報告会実施

【事業の流れ】



9 その他